資料３

|  |
| --- |
| 第３期津島市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】 |



令和６年５月

津島市

# は　じ　め　に

（市長あいさつ）

令和７年３月

津島市長　日比一昭

# 第１章　計画策定にあたって

## １．計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連３法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに５年を１期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を次々に整備しています。これに加えて、配慮を要する貧困家庭や外国にルーツをもつ子どもへの支援体制についても明確化することとなりました。

さらに、令和５年４月にこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

今後も、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことを求めています。

本市においては、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業、母子保健事業を計画的に実施するために、令和元年度に策定した「第２期津島市子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度をもって計画期間を満了し、令和７年度から「第３期津島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）が始まります。

本計画では、第２期計画での施策・確保の方策の継承と発展、そして国の指針を反映させ、本市の切れ目のない子ども・子育て支援事業及び母子保健事業の実施をさらに推進していきます。

本市で子育てする全ての人が、安心して子育てできると実感し、住んでよかった、住み続けたいと思える施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開していきます。

## ２．計画の位置づけ

### （１）法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

### （２）計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

さらに、国の「健やか親子21（第３次）」に基づく「母子保健計画」として位置づけるほか、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

また、本計画には「津島市子ども条例」第４章の規定に基づく「津島市子ども条例推進計画」の内容も含んでいます。

【図表１―１　子ども・子育て支援事業計画について】

### （３）関連諸計画との関係

本計画は、『津島市総合計画』と『津島市地域福祉えがおのまち計画（津島市地域福祉計画・津島市地域福祉活動計画）』を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の障がい者計画並びに障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、津島市男女共同参画プラン等の関連計画との整合性を図るものとします。

【図表１―２　計画関係図】

## ３．計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は５年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和７年度から令和11年度とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表１―３　計画期間】

## ４．計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

### （１）計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、子育てに関する団体及び機関の代表者等から構成される「津島市子ども・子育て会議」を設置し、これらの会議において審議を行いました。

### （２）計画策定の方法

#### ①　前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後に引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

#### ②　子育て世帯等の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和５年度に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を行いました。

調査の概要は第２章に記載しています。

#### ③　パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

## ５．第３期子ども・子育て支援事業計画のポイント

・・・。

# 第２章　子ども・子育てを取り巻く状況

## １．人口と世帯の状況

### （１）総人口の推移

・・・（図表２－１）。

【図表２－１　年齢３区分別人口の推移】

住民基本台帳（各年４月１日現在）

### （２）児童数の推移

・・・（図表２－２）。

【図表２－２　児童数の推移】

住民基本台帳（各年４月１日現在）

### （３）世帯の推移

・・・（図表２－３）。

・・・（図表２－４）。

【図表２－３　世帯構成の推移】

国勢調査（各年10月１日現在）

【図表２－４　子どものいる世帯の状況】

国勢調査（各年10月１日現在）

### （４）出生数、合計特殊出生率の推移

・・・（図表２－５）。

・・・（図表２－６）。

【図表２－５　出生数の推移】

人口動態保健所・市区町村別統計

【図表２－６　合計特殊率の推移】

### （５）女性の労働力率の推移

・・・（図表２－７）。

【図表２－７　女性の労働力率の推移】

国勢調査（各年10月１日現在）

## ２．教育・保育施設の状況

### （１）保育所の状況

・・・（図表２－８）。

・・・（図表２－９）。

【図表２－８　保育所の状況】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【図表２－９　保育園在園児童数の推移】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

### （２）認定こども園の状況

・・・（図表２－10）。

・・・（図表２－11）。

【図表２－10　認定こども園の状況】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【図表２－11　認定こども園在園児童数の推移】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

### （３）幼稚園の状況

・・・（図表２－12）。

・・・（図表２－13）。

【図表２－12　幼稚園の状況】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【図表２－13　幼稚園在園児童数の推移】

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

### （４）小学校の状況

・・・（図表２－14）。

【図表２－14　小学校児童数、学級数の推移】

資料：学校基本調査（令和６年４月１日現在）

### （５）児童館の状況

・・・（図表２－15）。

【図表２－15　児童館について】

資料：子育て支援課

### （６）放課後児童クラブ（学童保育）の状況

・・・（図表２－16）（図表２－17）（図表２－18）（図表２－19）。

【図表２－16　放課後児童クラブについて】

資料：子育て支援課

【図表２－17　放課後児童クラブの入所児童数の推移】

資料：子育て支援課

【図表２－18　放課後児童クラブの入所率】

資料：子育て支援課（令和５年度現在）

【図表２－19　学年別放課後児童クラブの入所率】

資料：子育て支援課（令和５年度現在）

### （６）子育て支援センターの状況

・・・（図表２－20）。

【図表２－20　子育て支援センターについて】

資料：子育て支援課

### （７）児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の状況

・・・（図表２－21）。

【図表２－21　児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について】

資料：福祉課

## ３．母子保健事業の状況

### （１）保育所の状況

・・・（図表２－22）。

【図表２－22　母子保健事業の状況】

資料：健康推進課

## ４．アンケート調査結果

・・・（図表２－23）。

【図表２－23　アンケート調査の概要】

・・・（図表２－24）。

【図表２－23　アンケート調査の回収結果】

### （１）アンケート調査結果の概要

##### ○・・・

### （２）アンケート調査結果からみる本市の課題

##### ○・・・

# 第３章　計画の基本理念等

## １．基本理念

・・・（図表３－１）。

【図表３－１：基本理念】

## ２．施策の基本的視点

・・・（図表３－２）。

【図表３－２：施策の基本的視点】

## ３．施策体系

【図表３－３：施策体系】

## ４．計画フレーム

・・・（図表３－４）。

【図表３－４：児童人口（０歳～11歳）の推計】

# 第４章　第３期津島市子ども・子育て支援事業計画

## １　幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

・・・

#### 【家庭類型の分類について】

### （１）教育・保育提供区域の設定

・・・

### （２）教育・保育の量の見込みと確保方策等

・・・

#### ①　対象事業

・・・

#### ②　量の見込みと確保方策等

・・・

##### ②―１　１号認定

・・・

##### ②―２　２号認定

・・・

##### ②―３　３号認定

・・・

#### ③　０～２歳児童の保育利用率

・・・

### （３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

・・・

#### ①　対象事業

・・・

#### ②　量の見込みと確保方策等

・・・

##### ②―１　時間外保育事業（延長保育事業）

・・・

##### ②―２　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・・・

##### ②―３　子育て短期支援事業（ショートステイ）

・・・

##### ②―４　地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

・・・

##### ②―５　一時預かり事業

・・・

###### ア　幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

・・・

###### イ　保育園その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

・・・

##### ②―６　病児保育事業

・・・

##### ②―７　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

・・・

##### ②―８　利用者支援事業

・・・

##### ②―９　乳児家庭全戸訪問事業

・・・

##### ②―10　養育支援訪問事業

・・・

##### ②―11　妊婦健康診査

・・・

##### ②―12　実費徴収に係る補足給付を行う事業

・・・

## ２　教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

・・・

## ３　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

・・・

## ４　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

・・・

## ５　労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

・・・

## ６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

・・・

# 第５章　第３期津島市子ども条例推進計画

## １．計画策定の趣旨

・・・。

## ２．子どもの育成についての推進体制

・・・。

## ３．子どもに関する施策

### （１）子育ての支援

**１．本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。**

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり

(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

### （２）子育て家庭の支援

**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**

**２．本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。**

**３．本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。**

### （３）子どもの安全・安心を保障する取組

**１．本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行います。**

**２．本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。**

### （４）子どもの参画の推進

**１．子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めます。**

### （５）子どもの参画の推進

**１．本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。**

**２．本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。**

### （６）虐待、体罰、いじめ等の救済等

**１．本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。**

**２．学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。**

# 第６章　母子保健計画（健やか親子21　第３次）

・・・

## 国の健やか親子21（第３次）を踏まえた、●つの基盤課題と●つの重点課題

。

## 課題●　・・・

【ポイント】

・・・。

### （１）本市の現状

・・・。

### （２）本市の課題

・・・。

### （３）施策の方針

・・・。

### （４）施策の内容

・・・。

## 母子保健計画　指標

# 第７章　計画の推進に向けて

## １．推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

## ２．計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行います。

「津島市子ども・子育て会議」が中心となって事業の進捗評価を行うとともに、市公式ウェブサイト上での情報公開、アンケート等による市民の意見聴取を随時実施し、ＰＤＣＡサイクルの考え方に則った取組を行います。

【図表７－１　ＰＤＣＡサイクルについて】



# 資料編

## １．策定経過

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 実施内容 |
| 令和５年度 | 第１回 | 日時 | 令和５年８月10日（木）　午前10時00分 |
| 場所 | 津島市生涯学習センター　３階　第６会議室 |
| 協議事項 | 1. 津島市子ども・子育て支援事業計画の実績報告及び中間見直しについて
2. 津島市子ども条例推進計画の進捗状況について
3. 次期計画の策定について
 |
| 令和６年１月10日～令和６年１月31日　アンケート調査実施 |
| 第２回 | 日時 | 令和６年２月27日（火）　午前10時00分 |
| 場所 | 津島市生涯学習センター　３階　第６会議室 |
| 協議事項 | 1. 子ども・子育て支援事業計画の変更について
2. 次期子ども・子育て支援事業計画について
 |
| 令和６年度 | 第１回 | 日時 | 令和６年６月６日（火）　 |
| 場所 |  |
| 協議事項 |  |
| 第２回 | 日時 |  |
| 場所 |  |
| 協議事項 |  |
| 第３回 | 日時 |  |
| 場所 |  |
| 協議事項 |  |
| 令和６年●月●日～令和６年●月●日　パブリックコメント実施 |
| 第４回 | 日時 |  |
| 場所 |  |
| 協議事項 |  |

## ２．津島市子ども・子育て会議条例

平成28年３月30日条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、津島市子ども・子育て会議の設置及び組織について定めるものとする。

（設置）

第２条　津島市子ども条例（平成28年津島市条例第８号。以下「条例」という。）第20条の規定により、条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

２　前項に定めるもののほか、会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項各号に定める事務を処理するものとする。
一部改正〔令和５年条例２号〕

（組織）

第３条　会議は、委員18人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、学識経験のある者並びに子育てに関する団体及び機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第５条　会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第６条　会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行後最初に委嘱される津島市子ども・子育て会議の委員の任期は、第４条第２項の規定にかかわらず、平成29年５月31日までとする。

（津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第９号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附　則（令和５年３月29日条例第２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

## ３．津島市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 所　属 | 氏　名 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

## ４．用語解説

|  |
| --- |
| あ行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| か行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| さ行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| た行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| な行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| は行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| ま行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| や行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| ら行 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| アルファベット等 |
|  |
|  |

第３期津島市子ども子育て支援事業計画

発行年月　　令和７年３月

発　行　愛知県津島市

編　集　津島市　子育て支援課

〒４９６－８６８６　愛知県津島市立込町２丁目21番地

電　話：０５６７－２４－１１１１（代表）